

厚生労働省による診療報酬改定(\*1)に伴い、令和4年10月から初診・再診に係る費用として下記の保険外療養費をご負担いただきます。

	令和4年9月30日(金)まで		令和4年10月1日(土)から	
	特別初診料	特別再診料	特別初診料	特別再診料
医科	5,500円	2,750円	<u>7,700円</u>	<u>3,300円</u>
歯科	3,300円	1,650円	<u>5,500円</u>	<u>2,090円</u>

#### 特別初診料

(対象)初診の際に、他の医療機関からの紹介状を持参せず受診した場合にご負担いただきます。

#### 特別再診料

(対象)当院の医師が、他の医療機関へ文書により紹介する旨を申し出たにもかかわらず、当該診療科への受診を希望して再診した場合にその受診の都度ご負担いただきます。

\*1 令和4年4月の診療報酬改定に伴い、特定機能病院及び地域医療支援病院(一般病床200症以上)、紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上)は、保険診療の診察料の他に定額の料金の徴収が義務づけられ、また、徴収額の見直しが行われました。当院は387床の一般病床を持つ地域医療支援病院のため、この要件に該当しています。

お問い合わせ  
沼津市立病院 医事課  
電話 055-924-5100